改正後	改正前
第三条　法第四条第三項に規定する主務省令で定めるものは、電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。以下同じ。）をもって調製するファイルに情報を記録したものとする。	**第三条**　法第四条第三項に規定する主務省令で定める電磁的記録は、産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本産業規格（以下この条において「日本産業規格」という。）X六二二三に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジに該当する構造の磁気ディスクとする。
［項を削る。］	2　前項の電磁的記録への記録は、次に掲げる方式に従ってしなければならない。 一　トラックフォーマットについては、日本産業規格X六二二五に規定する方式 二　ボリューム及びファイル構成については、日本産業規格X〇六〇五に規定する方式
（特定合併の認可申請） **第十九条**　［略］	3　第一項の電磁的記録には、日本産業規格X六二二三に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。 一　申請者の商号 二　申請年月日 （特定合併の認可申請） **第十九条**　［同上］
2　［略］ 3　法第二十五条第三項に規定する主務省令で定めるものは、第三条に定めるものとする。 （新設分割の認可申請） **第二十条**　［略］	2　［同上］ 3　法第二十五条第三項に規定する主務省令で定める電磁的記録は、第三条に規定する電磁的記録とする。 （新設分割の認可申請） **第二十条**　［同上］
2　［略］ 3　法第二十七条第三項に規定する主務省令で定めるものは、第三条に定めるものとする。 （吸収分割の認可申請） **第二十一条**　［略］	2　［同上］ 3　法第二十七条第三項に規定する主務省令で定める電磁的記録は、第三条に規定する電磁的記録とする。 （吸収分割の認可申請） **第二十一条**　［同上］
2　［略］ 3　法第二十九条第三項に規定する主務省令で定めるものは、第三条に定めるものとする。	2　［同上］ 3　法第二十九条第三項に規定する主務省令で定める電磁的記録は、第三条に規定する電磁的記録とする。

改正後	改正前
（事業譲渡の認可申請） **第二十二条**　［略］	（事業譲渡の認可申請） **第二十二条**　［同上］
2　［略］ 3　法第三十一条第三項に規定する主務省令で定めるものは、第三条に定めるものとする。 （電磁的方法による招集通知の発出） **第二十四条**　一般振替機関は、法第三十四条第三項の規定により電磁的方法による通知を発出しようとするときは、あらかじめ、その加入者に対し、当該一般振替機関の用いる電磁的方法の種類及び内容として次に掲げる事項を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。 一　次に掲げる電磁的方法のうち、一般振替機関が使用するもの ［イ・ロ　略］ ハ　電磁的記録媒体をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法	2　［同上］ 3　法第三十一条第三項に規定する主務省令で定める電磁的記録は、第三条に規定する電磁的記録とする。 （電磁的方法による招集通知の発出） **第二十四条**　［同上］ 一　［同上］ ［イ・ロ　同上］ ハ　磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法
二　［略］ ［2～4　略］ （電磁的方法による議決権の行使） **第二十六条**　［略］ 2　前項の電磁的記録は、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもって調製するファイルに情報を記録したものとする。	二　［同上］ ［2～4　同上］ （電磁的方法による議決権の行使） **第二十六条**　［同上］ 2　前項の電磁的記録は、電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供される磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものとする。
［3・4　略］	［3・4　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（社債、株式等の振替に関する命令の一部改正）

第二条　社債、株式等の振替に関する命令（平成十四年内閣府令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。